

法人会だより

かつしかの窓

2017
Vol.368
新緑



東京にいるのに
千葉が見えるの
なんてすごいね

見てごらん
土手の向こうは
松戸市だよ

Contents

平成29年度 税制改正大綱	2~3
葛飾企業人	4~5
私の音楽とアメリカ	6
本年度も葛飾法人会は挑戦します	7
法人会活動レポート	8~9
葛飾税務署からのお知らせ	10

葛飾都税事務所からのお知らせ	11
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	12
平成28年度会員増強成果について	13
平成28年度の新入会員のご紹介	14
説明会のご案内/ 女性部会からのお願い/編集後記	15

平成29年度 税制改正大綱

中小企業者に係る法人税の 軽減税率が延長される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱を閣議決定しました。賃上げの促進や「攻めの投資」を支援するため、中小企業者について、法人税の軽減税率の延長や所得拡大促進税制の拡充、研究開発税制の見直し等が盛り込まれました。

法人税関係

■中小企業者に係る軽減税率の延長

中小企業者について、年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充

中小企業者について、現行の支援措置(24年度からの給与増加額の10%税額控除)に加え、前年度比2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の12%

税額控除を受けることができます。これは、従来に比べて倍以上の税額控除となる可能性があり、中小企業者にとって朗報です。

■研究開発税制についての見直し

研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、控除できる上限について、現行

法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも導入されます。

■中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制における生産性向上設備に係る即時償却について、その対象資産に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます。取得価額までの即時償却と、その取得価額の7%(中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用が

可能です。

■地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、一定の地域内に特定地域中核事業施設を新設又は増設した場合に、その設備投資について特別償却又は税額控除が認められます。

■確定申告書提出期限に関する延長特例の見直し

法人が会計監査人を置いている場合、定款の定めなどを勘案して、各事業年度終了の日の翌日から4ヶ月を超えない範囲で申告期限が延長できます。従来に比べ1ヶ月の延長で、株主総会の時期などについて自由度が高まります。

所得税関係

■配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合に適用する配偶者控除が次の通りとなります。なお、合計所得金額が1000万円

を超える者については、配偶者控除が適用できないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

また、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額は38万円超123万円以下に変更になります。(現行は38万円超76万円未満)この改正により、配偶者の給与収入額が150万円までは、38万円の控除が利用できる可能性があります。本改正は、平成30年分の所得税から適用されます。

■積立NISA制度の創設

非課税累積投資契約に対する非課税措置(積立NISA制度)を創設して、従来の

相続・贈与税関係

NISA制度と選択して適用することが可能となります。積立NISA制度の年間投資上限額は40万円で、非課税口座開設から20年間、その口座の配当等について所得税及び住民税が非課税となります。

■事業承継税制の見直し

災害等の発生前に事業承継税制の適用を受けていた会社又は受けようとしていた会社については、被害の程度に応じて、雇用確保要件を免除すると共に、災害の被害を受けた会社が破産等をした場合には、経営承継期間内でも猶予税額が免除されます。

雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に端数が生じた場合に切り捨てることとなります。現行は切り上げ計算でしたので、小規模企業にとっては、有利に計算される場合があります。

事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となります。事業承継税制は、雇

用確保要件などで取消が大きなリスクでしたが、相続時精算課税と併用することで2500万円の控除と税率が20%で済むことでリスクヘッジが可能となります。基本的には平成29年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、一定の経過措置が講じられる予定で、それ以前の相続税又は贈与税についても対象になる可能性があります。

■国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国内に住所を有しない日本国籍を有する相続人に対する相続税の納税義務について、国外財産を課税対象外とする要件が、被相続人及び相続人が相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととされました。現行は5年以内です。から、ずいぶん厳しい要件となります。本改正は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与に対する相続税又は贈与税について適用されます。

その他

■タワーマンションに対する固定資産税・不動産取得税

タワーマンション節税が問題視されていることを受けて、タワーマンションについての固定資産税・不動産取得税について、単純な面積による計算ではなく取引単価に応じた補正を行うことになりました。一般的に上層階は増税、下層階は減税されることとなります。

■車体課税の見直し

自動車重量税については、燃費基準を見直し2年間延長されます。また、自動車取得税に対するエコカー減税、自動車税におけるグリーン化特例についても、燃費基準を見直し2年間延長されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
 税理士 飯田 聡 郎
 TEL 03-53363-5958
 FAX 03-53363-5449
 http://www.tida-office.jp/

東京法人会連合会

第4回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON



世界一親切丁寧な植木屋さん

東亜造園株式会社

代表取締役
近藤 勝彦

昭和48年12月開業、1個150円の盆栽の行商から始め、現在は庭園の新設や改造から公共工事を請け負う。個人庭園などの管理も行いながら、「世界一親切な造園屋」をモットーに区内の緑化推進を行い、ボランティア活動も活発に行っている。

Q 会社にうかがって最初に目に入ったのがたくさんさんの盆栽でした。盆栽の販売もされているのですか？

A 現在、盆栽の販売はしていませんが、開業当時、最初に行ったのが育てた盆栽を一鉢150円で売り歩くことでした。育てては売り、また育てる。今思うと気が遠くなるような作業ですが、お金もなく生きていくためにがむしゃらに働きました。

盆栽は当時から好きで、現在は趣味でいろいろな盆栽を育てています。

Q 盆栽の販売から造園や公共工事へ事業を拡大した理由はなんでしょうか。

A 盆栽の販売を続けてしばらくして、盆栽を一つ一つ手売りしているだけではいつまでも同じ状態だと思い、仕事を広げようと造園の仕事も始めました。と同時に公共工事も請け負うため入札にも参加したのです。

公共工事の入札をするには指定業者にならなければなりません。当時はインターネットはもちろんありませんので、都庁に直接書類を出しに行きました。その時受付の職員が、弊社は当時まだ会社ではなく個人事業だったのですが「個人事業なんかじゃ無理」と言ったのです。書類を出しに行った妻は「涙が出るほど悔しかった」と言っています。

ました。それを聞いて私は「会社のように」と決心したのです。

Q ご夫婦二人で会社を興され、ご夫婦が仕事仲間や協力者のようにも見受けられます。

A 妻は私の姉の子供が通っていた保育園の先生でした。保育園がない時に姉の会社の手伝いをお願いしたのがきっかけで出会いました。妻は四国の出身で、東京で働くのは2年間だけという父親との約束で働いていました。そのため一度四国に戻ってしまつたのです。私はあきらめきれずに四国まで追いかけて妻の家族に了解をもらい、改めて東京に迎えました。

それからはずっと一緒に仕事をしています。盆栽を作って販売していた時代、仕事を拡大して会社組織にしました時、そして現在も助けてもらっています。造園の作業もですが、仕事は一人ではできません。一番近くにいる妻の協力で私は今までの苦勞を乗り越えてこられました。

Q 本業の他にも区の緑化推進運動などボランティア活動も熱心にされていますね。

A ボランティア活動は妻が中心になって行っています。亀有

駅前の花のプランターの無償設置や社会福祉協議会でも手伝いしています。妻の実家の四国にはお遍路がありすが、お遍路さんは地元の家を訪ねるのが習慣だそうです。今はわかりませんが、昔はお遍路さんが持参した柘に食料として地元の人が米を入れていました。その時、米は摺り切りではなく必ず山盛りになければいけないと妻は教えられたそうです。妻を見てるとそういう教えが現在のボランティア活動に通じていると感じます。見返りを求めず、人に喜んでいただくことを大切にしています。

Q 最後に今後の葛飾法人会について一言お願いします。

A 私は亀有南支部の支部長を務めています。会員の皆様と共に亀有の町に貢献して参りました。支部では華やかな活動だけではなく地道な活動も多いのですが、会員の方にはまずは支部でしっかり活動されてからさらに上を目指してほしいと思っています。会員の皆さんが苦勞して育てた葛飾法人会です。これからも会員全員で盛り上げていきましょう。

東亜造園株式会社

亀有2丁目35-3

TEL:03-3604-5012 (代表) FAX:03-3604-1002



私の音楽とアメリカ

東立石支部長

井上 純

話は半世紀程前に遡りますが、最初に私の青春時代の音楽との出会いについてお話ししたいと思います。

簡単な自己紹介から参ります。今年会社は創業六十四年目に入り、私が入社してから早いもので四十二年になります。皆さんの中にも沢山おられると思いますが、二代目です。主な仕事としては、玩具・ノベルティー雑貨を国内及び海外（主に中国と台湾）で現地協力工場と共に製造し輸入しており、主に、OEMの案件を多く取り扱っております。それにしても気が付けば四十二年、時の流れは本当に早いと最近つくづく感じています。

「音楽」

当時はビートルズを初めとするロックバンドが最盛期の時代でした。皆さんの中にも沢山のファンがおられたと思います。私も中学生の頃からビートルズに熱中し、親を拝み倒して当時不良の代名詞だったエレキギターを買ってもらった事は、今でも鮮明に覚えています。ですから私は当時不良だったのかもしれない。

高校入学後は早々にバンドを結成し、高三の時に文化祭で、学祭勝ち抜きエレキ合戦に参加するまでになり、何と自身も驚く決勝戦にまで勝ち進み、仲間と大喜びしたものでした。ところが決勝戦の前夜、あろうことかベース担当が急性盲腸炎になり、急遽手術。結局決勝での演奏は叶わず、涙を飲んだ事を、今では懐かしく思い出します。人生ってこんな信じ難い事が起きるんだなあということを痛烈に感じた瞬間でした。あれから五十年近く経ちますが、音楽好きなき気持ちは変わらず色々なアーティストの演奏を聴き、いずれは又、おじさんバンド結成を夢見ながら楽器の手入れをする今日この頃です。

「アメリカ」

次にタイトルにもある「アメリカ」についてですが、前述の私の音楽好きが元となり中学時代からアメリカ行きが夢となり目標となつていきました。真剣にアメリカ行きを実現する為、英語をモレーツに勉強し始めたのです。大学入学後は英語クラブに所属し、休日には外国人が来そうな場

所に行き、あたりかまわず外人を見かけてはただどしい英語で話しかけ、優しく対応してくれる外人に会えば会う程アメリカ行きの気持ちは、大きく膨らんだものでした。そして日本の大学を卒業後、ついに夢を実現する事になったのでした。在学中からあらゆる留学制度を調べ、出来るだけ日本人学生がいない大学を希望した結果、アーカンソー州の小さな町にある大学に決まったのでした。一九七三年の春の事でした。渡米後は最初の半年程はノイローゼ気味になる事がしばしばありましたが、ルームメイトの助けを借りながら何とか二年で卒業までたどり着くことが出来帰国するわけですが、私の人生の中でも最も中身の濃い期間の一つであったことは、言うまでもありません。

ライフルで撃たれた事（威嚇射撃でしたが）、ベネズエラの留学生が持つてきた、とんでもなく高いアルコール度数のテキーラをボトルで回し飲みをして気を失った事（不覚でした）、金髪と同級生に振られた事（残念）、学内では皿洗い、夏休みにはイミグレーションを気にしながら、建設現場やレストランで働いた事等々、様々な経験をすることが出来ました。

帰国後心底思ったことは、よくぞ無事で生きて帰れたという事で、今でもはつきりと覚えております。当時としては、比較的珍しい海外留学を認めてくれた両親に感謝すると同時に私の期待を裏切らなかつたアメリカに感謝の気持ちで一杯です。

拙文お読み頂きありがとうございました。

本年度も葛飾法人会は挑戦します

葛飾法人会が公益社団法人となってからすでに四年が経過、試行錯誤の日々を経て今年度は五年目に挑戦する。過日、平成二十九年度の事業計画が発表されたが、会員諸氏とこれを俯瞰しつつ我が法人会が、今年いかなる事業展開を試みるのか、ざっと確認してみよう。

「税」に関する事業と経営情報事業

法人会とは「税」のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。今年従来「税」に関しての事業を核とし、地域社会貢献の公益事業にも更なる拡充を図っていく。

【税】 知識の普及、納税意識の高揚、税制・税務に関する調査研究と提言

【一般経営情報】 政治経済講演会、法人会と区民の集い、青年部会研修会

【個別経営指導】 簿記教室、パソコン教室、

情報端末活用講座、社会保険・労働保険事務手続きセミナー、経営者セミナー

定着して来た地域社会貢献事業

【地域社会へ貢献】 献血推進、施設慰問、地球温暖化対策報告書作成、地域事業部事業―当会の三十五支部を八地域事業部として編成、各事業部のアイデアと人脈を駆使してユニークな社会貢献事業に育っている。各種研修会、教養講座、救命講習会、少年野球教室、環境防災教育（中川に親しむ集い）、健康セミナー

【会員福利厚生】 収益事業四種

【会員交流・親睦】 定時総会と情報交換会、全法連主催全国大会懇親会、支部對抗チャリティーゴルフ大会、組織拡大のための会員充実事業、会員支援

事業等々、今年も賑やかに希望のスタートを切った。

セミナーや講演会はお勧めである

法人会に入っているのだから参加しないのもったいないのが様々なセミナーや講演会だ。毎年力が入る政治経済講演会の講師は今年（八月二十八日）は鳥越俊太郎氏だ。

各委員会主催のセミナーも充実している。厚生委員会の健康セミナーは毎回抱腹絶倒、お堅いイメージの税制委員会も毎回講師を厳選してなかなかだ。

地域事業部主催のセミナーや公演などもチェックが欠かせない。ぜひ地域にこだわらず足を運んでみたいものである。

法人会活動レポート

厚生委員会

2月17日

第2回健康セミナー



「肺がんでしないために」の演題で、28年度第2回目の健康セミナーを医学ジャーナリスト・医学博士の松井宏夫氏を講師に迎え開催。肺がんでしないために必要な事項について、資料を用い詳細に松井氏が解説された。

事業研修委員会

1月19日

経営者のためのセミナー



マイナンバー制度に伴う実務対応直前講座として、実践的なお話をテキストを使い伺うことで、今後すぐにマイナンバー制度に取り組むことができるセミナーだった。セミナー終了後の、質疑応答では個人的にもアドバイスを頂けて為になるセミナーとなった。

青年部会

3月2日

第4回研修会



3月2日二葉会館にて葛飾法人会青年部会の第4回研修会として開催した。講師の中村氏に「スポーツマンシップを理解すれば明日からあなたのビジネスが変わる!」と題して講演していただいた。

税制委員会

3月17日

税制講演会



講師に中里実氏を迎え、「アメリカ新政権と日本の税制改革」というテーマで講演会を開催。堅苦しい内容をとてもユーモアあふれる語り口でお話しいただいた。難しい話がこんなにも楽しく聞くことができる、税制が身近に感じられるひと時だった。

立石支部

1月17日

役員会・賀詞交歓会



1月17日(火) PM6:30 から立石・永田にて、役員会・賀詞交歓会を開催。皆で新年の抱負を語り合った。本年も立石支部の会員さんに、ご参加いただく催し物を考えております。よろしくお願いたします。

女性部会

3月14日

東法連女性部会連絡協議会



3月14日東法連女性部会連絡協議会が京王プラザホテルで行われ、第1部は「税に関する絵はがきコンクール」選考結果発表と講演会が行われた。第2部は交流懇親会。他会の方々との交流で有意義な時間を過ごすことが出来た。

法人会活動レポート

亀有南支部 **3月4日**
ミニ遠足会（柴又散策）



「かつしか歴史探訪」と題して、遠足の会を実施。葛飾の歴史的建造物である柴又帝釈天とその彫刻群を見学の後、今回のメインでもある「山本亭の防空壕」を特別に拝観。歴史の重みを感じる機会だった。

立石支部 **3月4日**
立石安心フェア



立石安心フェアのお手伝い。キャプテン翼の立石駅前看板除幕式や被災地応援「とろろプレゼント」なども!

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には 申告・納付期限 ^(※2) が あります。	申告・納付には e-Taxが 利用できます。	個人事業者の方は 振替納税も 利用できます。
---	------------------------------	------------------------------

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

消費税期限内納付 推進運動

実施中!

法人会

記事の詳細はホームページをご覧ください。
 開催日時をクリック頂くと、全ての記事をご覧いただけます。



葛飾法人会からのお知らせ

新体制で事務局がスタートしました。

事務局長 古川 千恵子	事務局次長 熊川 浩司	主任 会田 美由紀	八戸木 章奈

ひと言：
 やるしかない
 前を向いて!

ひと言：
 Whatever will
 be will be

ひと言：
 何事も全力で
 やります👊

ひと言：
 口座引落(NSS)を熱
 く進めております!

よろしくお祈いします。

葛飾税務署からのお知らせ

平成 29 年度 税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、下記のとおり「平成 29 年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格
 - 1 平成 29 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 30 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者

- ◇ 申込手続
 - 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間
平成 29 年 6 月 19 日（月）～平成 29 年 6 月 28 日（水）[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成 29 年 5 月 9 日（火）～平成 29 年 6 月 28 日（水）
9 時～17 時（土曜日及び日曜日を除く。）
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は各税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注） 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

- ◇ 試験日

第 1 次試験	平成 29 年 9 月 3 日（日）
第 2 次試験	平成 29 年 10 月 11 日（水）～平成 29 年 10 月 20 日（金）のうち指定された日時

- ◇ 問合せ先 葛飾税務署総務課課長補佐（TEL 03-3691-0941 内線 3011）

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

—都税についてのお知らせ—

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成29年4月3日(月)から6月30日(金)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時～17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成29年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の
納税通知書送付先を変更される方へ～

都税事務所への「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」の提出

はお済みですか？



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の**納税通知書の送付先は変更されません**。

登記手続がお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」を都税事務所にご提出ください。

- 「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。**納税通知書の送付先住所以外を変更することはできません**ので、ご注意ください。
<変更できないもの(例)> 不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、資産の所在する区を管轄する東京法務局本局又は出張所にお問い合わせください。

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

特別徴収義務者のみなさまへ <問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(会社等で社員の方の特別区民税・都民税を徴収して納入されている給与支払者の方)

特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書をご確認ください

平成 29 年度特別区民税・都民税の特別徴収税額決定通知書を、5月10日(水)に送付します。
特別徴収税額決定変更通知書の「特別徴収義務者用(会社用)」及び「納税義務者用(社員個人用)」のご確認をお願いします。

◆◆◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届書等の提出について◆◆◆

給与所得等に係る「特別区民税・都民税」特別徴収のしおりを同封しますので、次のような変更等が生じましたら変更届書の提出をお願いします。

- 年の途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税を徴収することができなくなった場合
『給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』の提出をお願いします。
- 会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合
『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』の提出をお願いします。
- 普通徴収(個人で納付する方法)から特別徴収に切り替える場合
『特別区民税・都民税 特別徴収への切替申請書』の提出をお願いします。

普通徴収の納税義務者のみなさまへ <問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(自営業・年金生活者の方など個人で納付する方)

税額決定納税通知書をご確認ください

平成 29 年度特別区民税・都民税の税額決定納税通知書を 6月9日(金)に送付します。
税額決定納税通知書の内容をご確認のうえ、納期内の納付にご協力をお願いします。

●各期の納期限は次のとおりです。

- ・第1期:6月30日(金)
- ・第2期:8月31日(木)
- ・第3期:10月31日(火)
- ・第4期:平成30年1月31日(水)

特別区民税・都民税のお支払いについて <問い合わせ先> 収納管理係 直通 03(5654)8201

○特別徴収義務者のみなさまへ

納入書によりお支払いください。口座振替やクレジットカード払いは利用できません。

※取引金融機関経由の引き落としについては、金融機関へご相談ください。

○普通徴収の納税義務者のみなさまへ

以下の方法によりお支払いいただくことができます。

- ・口座振替
- ・コンビニエンスストア(ただし、納付額30万円以下)
- ・ペイジーマークのついた金融機関のATM(現金自動預け払い機)
- ・インターネットバンキング・モバイルバンキング
- ・Yahoo! 公金支払いを利用してクレジットカードで支払いができます。(ただし、納付額30万円以下)

平成28年度会員増強成果について

細田支部が4冠達成!

平成28年度会員増強目標社数は120社でスタートし、85社の増強結果となりました。

優秀支部には第5回定時総会にて感謝状が贈呈されます。



細田支部
金井 支部長



西新小岩支部
山口 支部長



四つ木五支部
森屋 支部長

会員増強運動の成果発表

◆ 増加率 ベスト10 ◆

(会員増強数後 ÷ 会員増強数前)

1位	細田支部	111.61%
2位	四つ木五支部	105.08%
3位	鎌倉支部	104.00%
4位	東金町支部	103.19%
5位	亀有南支部	102.70%
6位	西水元支部	101.56%
7位	西新小岩支部	101.40%
8位	青戸東支部	101.15%
9位	立石西支部	101.10%
10位	白鳥支部	100.95%

◆ 達成率 ベスト10 ◆

(会員増強数後 ÷ 会員増強数前)

1位	細田支部	950.00%
2位	立石西支部	200.00%
3位	西新小岩支部	166.67%
4位	四つ木五支部	150.00%
4位	東四つ木支部	150.00%
6位	柴又支部	133.33%
7位	高砂支部	100.00%
7位	東金町支部	100.00%
7位	堀切南支部	100.00%
10位	白鳥支部	75.00%
10位	立石支部	75.00%
10位	新小岩支部	75.00%

◆ 加入数 ベスト10 ◆

(会員加入件数)

1位	細田支部	19件
2位	東四つ木支部	6件
3位	西新小岩支部	5件
4位	柴又支部	4件
4位	東金町支部	4件
4位	立石西支部	4件
7位	高砂支部	3件
7位	鎌倉支部	3件
7位	白鳥支部	3件
7位	四つ木五支部	3件
7位	堀切南支部	3件
7位	立石支部	3件
7位	新小岩支部	3件

◆ 総合優秀賞 ◆

(3賞 ※の合計30点満点方式)

1位	細田支部	30点
2位	西新小岩支部	20点
2位	四つ木五支部	20点
4位	東金町支部	18点
4位	立石西支部	18点
6位	東四つ木支部	16点
7位	柴又支部	12点
7位	鎌倉支部	12点
9位	高砂支部	8点
9位	堀切南支部	8点

※3賞…増加率・達成率・加入数

◆ 加入率 ベスト3 ◆

(60%以上)

1位	四つ木五支部	66.7%
2位	細田支部	66.3%
3位	お花茶屋支部	63.8%

平成28年度の新入会員のご紹介

支部	法人名	氏名	住所1	業種	電話番号
柴又	(資)コスモプランニング	坂 卷 茂 里	葛飾区柴又4-24-10	保険代理業、学習塾	3671-0157
柴又		齊 藤 幸 雄	葛飾区柴又5-39-16		5668-2559
高砂	(株)YUMEプラン	吉 田 正	葛飾区高砂3-1-1	旅行業、コンサルタント業	6869-9520
高砂	(有)精工パッキング	平 井 秀 明	葛飾区高砂3-28-18	製造業	3659-2125
高砂	(有)晃昌	中 山 秀 幸	葛飾区高砂3-8-15	空調設備工事	3672-2732
鎌倉	(有)キノサービス	木 野 龍 実	葛飾区鎌倉3-47-12	ビルメンテナンス業	080-1019-5103
鎌倉		松 田 正 二 郎	葛飾区鎌倉1-26-2		5889-8770
鎌倉		五反田 仁	葛飾区立石6-20-8		3697-7978
細田		佐々木 世津子	足立区保木間1-5-21		3850-8467
細田		伏 屋 俊 司	江東区東砂6-7-6-603 NIC ハイム南砂603		090-2525-9407
細田		高 桑 龍 一	葛飾区高砂2-14-7		3658-2092
細田		大 山 静 子	葛飾区細田4-9-2		090-1618-6261
細田		小 倉 修 修	葛飾区高砂2-21-2		3659-4966
細田		近 藤 正 明	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス 12F		5298-1751
細田		近 谷 口 芳 江	世田谷区池尻4-35-26		090-4242-8629
細田		若 松 文 枝	足立区佐野2-43-21		080-4091-7431
細田		吉 田 英 二	立川市高松町2-14-4		042-526-2482
細田		伊 東 昌 恵	江戸川区西小岩5-11-24 ベルヴィータ小岩702		6806-9729
細田		伊 藤 勲 樹	富山県富山市森田1753		076-429-4913
細田		坂 本 茂 樹	葛飾区西新小岩3-37-28-505		5672-5873
細田	(株)ティーティーファクトリー	大 塚 禎 禎	葛飾区細田3-36-10	損保代理店	6322-7903
細田	(株)ホワイトストーン	大 白 石 進	葛飾区南水元2-11-7	生保・損保代理店、自動車売買	090-3341-6624
細田		田 中 勢 朗	市川市鬼高3-33-7		047-377-0038
金町	サムライ(株)	久 具 一 樹			
金町		新 城 也 政	葛飾区金町6-1-6-1207	保険代理業	090-7019-2817
新宿南		林 義 雄	葛飾区新宿1-12-25		3826-0826
新宿南	(株)東建トラスト	長 尾 利 秋	葛飾区柴又1-23-1	不動産業	6231-3500
東金町		平 尾 謙 介	葛飾区金町1-19-13-402		090-4130-6323
東金町		小 野 隆 志	葛飾区東金町3-9-3-101		5699-2108
東金町		橋 本 源 則	葛飾区青戸5-14-2-202 仙ノ倉ハイツ		080-5174-0977
白鳥		荒 井 ユキ子	葛飾区金町5-1-16		3600-0077
白鳥		飯 島 義 男	葛飾区青戸7-9-18		3604-9808
白鳥	(有)東製作所	久 須 美 佳 明	葛飾区白鳥3-6-13	子供用乗物製造卸、自転車販売修理	3690-3120
亀有南		近 藤 文 子	葛飾区亀有2-35-3		3604-5012
亀有南		近 藤 宏 臣	葛飾区亀有2-35-3		3604-5012
四つ木五		森 屋 和 浩	葛飾区四つ木5-6-24		3693-1191
四つ木五		澁 谷 恵 一	八潮市大曽根1671-1		048-951-3935
四つ木五		澁 谷 林 ト シ	葛飾区四つ木5-24-23		090-6026-1119
青戸東	(有)河徳商店	河 口 眞 啓	葛飾区宝町2-18-3	不動産仲介管理、漬物卸売	3691-9181
青戸東	(有)新菱ビルサービス	中 村 文 彦	葛飾区西新小岩5-6-15	ビルメンテナンス	3696-5433
堀切南		山 本 孝 孝	葛飾区堀切3-7-17		3695-7400
堀切南		野 村 佳 正	葛飾区堀切1-15-6		3697-3389
堀切南	(株)木村瓦店	木 村 信 明	葛飾区堀切4-61-17	建設業(屋根工事)	5680-1056
宝町		伝 加 津 子	葛飾区宝町2-28-13		3697-3516
上千葉		川 上 博 之	葛飾区東堀切1-6-3		3603-3841
上千葉	(株)KTS	田 口 克 巳	葛飾区西亀有4-23-20	不動産管理業	3628-2720
小菅		池 田 正 勝	葛飾区小菅3-10-5		3602-7576
小菅		渡 部 利 雄	葛飾区小菅4-2-48		3838-7258
お花茶屋	(有)武藤経営研究所	武 藤 ミ ヨ	葛飾区お花茶屋1-15-16	コンピュータ会計処理、会計事務所	3604-3108
四つ木	(株)たかさご	薄 井 久 尚	葛飾区四つ木1-7-23-306	飲食業	090-4725-1864
立石西	鷹糺会セブリンチドリミング(同)	山 崎 安 男	葛飾区立石3-10-3	健康食品販売	3691-1950
立石西	光陽産業(株)	渡 邊 英 夫	葛飾区お花茶屋1-15-16	不動産業	3604-3108
立石西		渡 邊 せ ん り	千葉県八千代市大和田新田67-1-410		090-1797-2806
立石西		大 色 川 清	葛飾区立石4-25-6		5670-8174
立石		中 村 久 恵	葛飾区立石7-16-6		3697-6709
立石		石 垣 雅 也	江戸川区南葛西6-26-2 マーガレット A 203		6337-2456
東四つ木		大 田 弘 一 郎	葛飾区東四つ木4-34-24		3697-2714
東四つ木	(有)ケイエムエンジニアリング	川 紘 一	葛飾区東四つ木3-29-2	熱絶縁工事	3692-3332
東四つ木	(有)幸伸工業	星 川 秀 裕	葛飾区東四つ木3-40-2		3691-8080
東四つ木	(株)ailes	廣 田 拓 真	葛飾区東四つ木4-5-16	建設業	5875-6255
東四つ木	(株)インパクト	薄 井 弘 幸	葛飾区東四つ木1-9-13	建設業	5848-4591
東四つ木	(有)坪川製箱所	坪 川 明 明	葛飾区東四つ木1-22-23	ダンボール製造・販売	3692-0881
東立石	(福)原町成年寮	鈴 木 良 雄	葛飾区東立石4-53-8	社会福祉事業	6657-6188
西新小岩	(株)えちごや	相 田 克 彦	葛飾区西新小岩5-17-26	コンビニエンスストア	3692-1731
西新小岩		梅 田 高 広	葛飾区西新小岩3-14-21		5875-6676
西新小岩		岩 崎 亨 亨	江戸川区大杉5-25-5		5607-0805
西新小岩	アルファテック(株)	岩 崎 一	葛飾区西新小岩4-34-18	一般貨物自動車運送事業	5671-1231
新小岩	(有)福日サービス	岸 野 肇	葛飾区新小岩1-49-1	不動産賃貸	3651-4579
奥戸東	(株)豊田製作所	豊 田 旭	葛飾区奥戸4-13-24	建築金物製作	3694-3838
水元中央	(株)友愛運輸	新 井 祐 樹	葛飾区水元3-12-15-303	運送業	5876-5688
西水元	(株)高田工業	高 田 英 生	葛飾区西水元1-17-12	建物解体業	3608-3361
西水元		青 柳 早 苗	葛飾区亀有3-10-18		3604-4312

※上記の皆様他、13件の会員を新たに迎えました。

■ 表紙のイラストについて ■



新緑の季節です。一年でもっとも気持ち良く散歩ができる時期ではないでしょうか。

表紙の父子、今日は東金町運動場まで足をのびたようです。

東金町運動場にはテニスコートや少年野球場もあり、土手沿いを歩くこともできるので青い空の下でからだを動かすのには最適の場所と言えます。

また葛飾区の北東部に位置するため、江戸川の対岸にある松戸市市街が本当に間近に見えることに驚きます。

みなさまも新緑の季節、冬の間縮こまった体をほぐしに訪れてみてはいかがでしょうか。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

春から初夏 今年度への思い

新入学を祝うさくら満開でした。

「ソメイヨシノ」という品種は、人工的に作られた種だとか……。将来は病害虫にも強い丈夫な「桜」に植え替えられるようですね。

さて、社会も日々変化しております。これも成長なんですね。

葛飾法人会も新しい成長を続ける所存です。

会員さん、地域の声にアンテナをピンと張っております。

新会員の皆様の紹介と、平成29年度の事業計画についてのページ。新体制になった事務局の紹介もあります。「葛飾企業人」では東亜造園さんを紹介させていただきました。掲載写真を見ると、お二人の良さが伺えます。また、「葛飾企業人」掲載ご希望の方は事務局までお知らせください。

新年度も各地域事業部・各支部・各支部のご案内もさせていただき、身近に思える広報誌を心がけております。ご期待に応えるべく紙面充実を心がけている今日この頃です。

(広報委員長 細谷政男)

女性部会からのお願い

いつも女性部会の事業にご理解ご協力を頂きありがとうございます。前回ご協力頂いた品々は奥戸福祉館にお持ちし、施設児童、会館職員から大変喜ばれました。

6月の慰問に向け会員の皆さまの会社、ご家庭で未使用のタオル、石鹸、洗剤、バスタオルなどご寄附頂ける品がございましたら、ご協力の程よろしく申し上げます。

受付期間：平成29年5月8日～5月末日
(土日・祭日を除く)

受付場所：葛飾法人会 事務局
(葛飾区立石7-29-2)

受付時間：9:00～16:30

連絡先：事務局 03-3693-3744
堀切部会長 03-3693-1821
〔有〕ホリックス

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
5月10日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
6月7日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
7月21日(金)	13:30～16:00	葛飾法人会館
8月9日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
9月11日(月)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
7月26日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
10月19日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓
Vol.368

平成29年4月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 片岡嘉治 編集人 細谷政男

第5回定時総会

日時：平成29年6月13日(火) 午後3時

場所：葛飾法人会館 3階大会議室

会費：5,000円(情報交換会参加者)

詳細は、別途正会員の皆様に議案書と共にご案内いたしますのでご覧ください。
また、往復ハガキにて出席並びに委任状の依頼をいたします。
必ずご返信の程お願いいたします。



第20回政治経済講演会

「都議選以後、日本は どこへ向かうのか」

日時 平成29年8月28日(月)
午後6時

会場 かつしかシンフォニーヒルズ
モーツァルトホール

講師 鳥越 俊太郎 氏



申し込み方法

※詳細は同封の(または一緒に配布されました)チラシをご覧ください。

◆一般の方も参加できます。ただし、葛飾区在住・在勤者に限らせていただきます。

お問い合わせ先

葛飾法人会事務局

TEL 3693-3744

FAX 3693-3906